決議第2号

川内原発20年運転延長等調査特別委員会の設置に関する決議

地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により、上記 決議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月27日提出

提出者 阿久根市議会議員 白 石 純 一 賛成者 同上 大 田 基 次

川内原発20年運転延長等調査特別委員会の設置に関する決議 (案)

阿久根市議会は地方自治法第109条及び阿久根市議会委員会条例第 6条の規定により、次のとおり、川内原発20年運転延長等調査特別委 員会を設置する。

1 名称

川内原発20年運転延長等調査特別委員会(以下「委員会」という。)

2 目的

九州電力川内原子力発電所の運転延長問題及び安全等に関する調査を行う。

3 委員数 議長を除く13名

4 調査期限

2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお継続して 調査を行うことができる。

5 経費

委員会の調査に要する費用は、予算内において議長の承認を得て支出することができる。

以上、決議する。

令和5年9月27日

阿久根市議会